

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションに関する指針

(平成29年6月30日環境経済部長決裁)
(改正 令和3年3月4日環境経済部長決裁)

1 趣旨

この指針は、解体等工事での石綿飛散に対する周辺住民等の不安を払拭し、工事発注者又は自主施工者と周辺住民等との相互理解（リスクコミュニケーション）を促進することを目的とする。

2 国のガイドラインの適用

- (1) 工事発注者又は自主施工者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（平成29年4月。環境省）」（以下「ガイドライン」という。）に定める方法に従い、リスクコミュニケーションを行うものとする。
- (2) この指針において使用する用語は、ガイドラインの例による。

3 市への報告対象

- (1) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める特定工事で、石綿が漏洩又は飛散したのについて、次のアからエのリスクコミュニケーションの実施状況を市に報告するものとする。
 - ア 工事の実施前に行ったリスクコミュニケーション
 - イ 工事の実施中に行ったリスクコミュニケーション
 - ウ 工事の終了後に行ったリスクコミュニケーション
 - エ 石綿が漏洩又は飛散したときに行ったリスクコミュニケーション
- (2) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める届出対象特定工事で、石綿が漏洩又は飛散しなかったのについて、石綿を除去する面積が10m²を超えるものにあつては、(1)アからウのリスクコミュニケーションの実施状況を市に報告するものとする。

4 市への報告の方法

工事発注者又は自主施工者は、リスクコミュニケーションの実施状況を、別紙様式により速やかに越谷市長に報告するものとする。

5 市による助言

この指針に基づくリスクコミュニケーションの円滑な実施のため、越谷市長が工事発注者又は自主施工者に対して助言する場合がある。

附 則

- 1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式については、令和3年3月4日から施行する。